公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集 No.19, 2020 年 5 月
Reports of the City Planning Institute of Japan, No.19, May, 2020

寒冷地都市における河川空間利用に関する研究
－新潟市における取り組みの沿革･実態の把握を通じて－

A Study on the utilization of river space in the cold region city
: The history and actual situation of efforts in Niigata City

溝口 哲平*・藤井 さやか**
Teppei Mizoguchi *･Sayaka Fujii**

Recently the utilization of river space including profit-making business is becoming more common. Although it is no so common in cold region cities, Niigata City, exceptionally, is actively utilizing river space. This paper aims to clarify the history and actual situation of river space utilization in Niigata city. By conducting document reviews and stakeholder interviews, there are two finds: 1) The history of river space utilization is divided into “Startup period” and “Developing period”. In the former period, most of activities were limited-time events and “Bandaibashi Sunset Café” was opened as an open-air café for non-profit. In the latter, utilization became more active by public support and participation of a private operator. 2) Although the utilization is lively, it is limited in the warm season. There are some efforts towards the winter utilization, but its effect is limited.

Keywords: river, public space, utilization, open-air café, cold region city
河川，公共空間，利活用，オープンカフェ，寒冷地都市

1. はじめに
1.1 背景

我が国における河川敷地の占用に関する基準などを定めた河川敷地占用許可準則 [1]が初めて制定されたのは，1965 年である。当時想定されていたのは，国民の体力づくり推進のための利用で，占用は原則認められず，やむを得ない例外的な場合に限るという方針であった。その後，幾度かの改正によって徐々に規制緩和が進んだが，中でも大きな転機となったのが，2004 年の「河川敷地占用許可準則の特例措置」である。これにより，国土交通省（以下：国交省）河川局長の指定した都市･地域再生等利用区域において，民間事業者が飲食店や照明施設などを設けて営利事業を行うことが社会実験として可能となった。適用区域として，初年次は広島市と大阪市が，翌 2005 年には名古屋市が選定され，このうち広島市では，全国で初となる独立店舗型[(1)]のオープンカフェ（以下：OC）が開業している。2011 年には「特例措置の一般化」に伴い，各河川管理者が指定した区域においても特例措置の内容が適用されるようになった。一連の規制緩和に加えて、近年の公共空間の利活用に対する社会的関心の高まり [3]もあり，全国で河川空間利用の取り組みが進んでいる。

全国の河川区間利用の取り組みは，国交省作成の「河川空間のオープン化活用事例集」（以下：事例集）にまとめられている。この事例集では，都市部で OC を営業するような事例から，農村部におけるバーベキュー場やキャンプ場といった事例まで含めて掲載されているが，両者は事業内容や目的も異なる。そこで，立地に着目して「市街地型」と「農村型」という分類（**表 1**）を定義[(2)]し，事例集から「市街地型」のみを抽出したのが，**表 2** の 12 事例である。北日本･北陸に位置する都市を「寒冷地都市」と定義すると，新潟市を除いて関東以北の北日本･北陸の事例はなく，寒冷地都市では河川空間利用が盛んでないことがわかる。この原因として，既往研究では冬季の気候の影響で通年での OC 営業が困難であることを指摘しており [6]，寒冷地都市は，河川空間利用において特殊な条件にある。

ところで，国交省では毎年，全国で進められている「かわまちづくり」[(3)]のうち，他の規範となる先進的な取り組みを「かわまち大賞」として選出しており，2019 年度の受賞都市には新潟市が含まれている。このようにみていくと，新潟市は寒冷地都市の中で例外的に活発に河川空間を利用する都市であるといえよう。

1.2 研究の位置づけと目的

河川敷地占用許可準則の特例措置が出されてから 15 年以上が経過し，河川空間利用に関する研究は多くの蓄積がある。全国に先駆けて河川空間利用の取り組みが始まった広島市京橋川沿いの OC を対象とした研究 [7),8),9),10)]のほか，大阪市 [10)]や東京特別区 [11),12),13)]の事例を扱った研究が行われている。また，全国の河川空間利用の俯瞰的な分析を行った研究では，空間構成事業体制の特徴

表 1 立地による河川空間利用の分類

	市街地型	農村型
場所	都市部を中心とした市街地	市街地から離れた農村部
事業内容	商業利用や中心市街地活性化を目的として水辺環境の価値を見出した事業 例：オープンカフェ，レストラン，船着き場	規模の大きな土地を要したり，アウトドア的な利用を想定した事業 例：雑穀栽培，バーベキュー場

表 2 市街地型の河川空間利用

No	指定年月	都市名	河川名
1	2004年3月	広島県広島市	京橋川，元安川，猿猴川
2	2004年3月	大阪府大阪市	道頓堀川，堂島川，大川，土佐堀川，尻無川
3	2005年1月	愛知県名古屋市	堀川
4	2008年8月	福岡県福岡市	薬院新川，那珂川
5	2012年11月	東京特別区	渋谷川，隅田川，日本橋川，大横川，目黒川，北十間川
6	2012年12月	徳島県徳島市	新町川
7	2014年2月	静岡県沼津市	狩野川
8	2014年5月	埼玉県春日部市	大落古利根川
9	2015年9月	三重県四日市市	三滝川
10	2015年11月	愛知県岡崎市	乙川
11	2016年2月	新潟県新潟市	信濃川
12	2017年10月	千葉県松戸市	新坂川

※ただし指定年月は，その都市で最初に指定された年月にまとめている。

* 学生会員 筑波大学理工学群社会工学類（University of Tsukuba）
** 正会員 筑波大学システム情報系（University of Tsukuba）

を抽出し，水辺の空間利用及び連携体制構築に向けた方策を検討している[4]。しかし，これらの研究の対象は広島市，大阪市，東京特別区といった先進事例を有する都市にとどまっている。

新潟市における河川空間利用の取り組みを扱った研究[14]では，新潟市内を流れる信濃川沿いの都市・地域再生等利用区域で行われている「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」について，実施に至る経緯や運営実態を明らかにしている。また，全国のかわまちづくり地区から活動の盛んな 4 地区を選定した研究[15]では，キーパーソンへのヒヤリングを通じて取り組みを進める上での示唆を得ることを試みているが，この中で新潟市の河川空間利用の沿革についても触れている。この研究を進展させる形で，対象地区における活動主体のかわまちづくりへの参画実態を分析した研究[16]では，同様に新潟市の事例も扱っている。このほかにも，新潟市の河川空間利用に至るまでに行われた取り組みについて報告した行政資料[17]などが存在する。しかし，これらは，都市・地域再生等利用区域指定後の取り組みに関するもので，区域指定前の取り組みまで含めた沿革を明らかにした研究はない。また本研究が着目する寒冷地都市という視点で分析した研究は行われていない。

以上を踏まえ，本研究では，以下の二点を目的とする。

1) 都市・地域再生等利用区域指定前の取り組みまで含めた利活用の沿革を明らかにする。
2) 河川空間利用において特殊な条件である寒冷地都市の中で唯一先進的な取り組みが行われている新潟市を対象に，運営実態や課題を把握する。

そして，今後の寒冷地都市での利活用に向けた示唆を得る。

1.3 研究の構成と方法

本研究では，河川空間利用の取り組みについて，沿革(2.)，現在の運営実態(3.)を文献調査とヒヤリングにより把握する。4. では，ここまでの分析とヒヤリングをもとに，冬季の利活用に焦点を当てながら，寒冷地都市としての利活用の実態や課題を明らかにする。調査文献とヒヤリング対象は**表 3** の通り。

1.4 研究対象地の概要

信濃川のうち，信濃川水門から新潟市中心部へ流れるものを本川下流，もう片方を関屋分水路という。本研究で対象とするのは前者である(**図 1**)。さらに本川下流沿岸の河川空間は，萬代橋を境に河川区域と港湾区域に分かれている。河川区域には，緩傾斜堤のやすらぎ堤が整備されており，このうち都市・地域再生等利用区域である八千代橋－萬代橋間は，活発な利活用が行われている区間である。港湾区域は，整備時期や管理体制の異なる四つの公共空間(万代テラス，みなと・さがん，新潟港万代島緑地，万代島多目的広場)に分かれており，万代テラスと万代島多目的広場で利活用が活発である。以下，三つの公共空間について説明する。

やすらぎ堤とは，信濃川水門から萬代橋までの本川下流両岸に整備された堤防の愛称である。新潟市中心部を貫流することから，親水性のある景観に配慮し，我が国で初の 5 割勾配の緩傾斜堤として整備されており，表のりには芝生が広がっている。1983 年度から 1986 年度まで試験施工，翌年に本格着工された。2020 年 3 月現在も整備中である。

このやすらぎ堤と萬代橋を挟んで下流側に整備されているのが万代テラスで，水辺の散策やイベントの開催できる空間として

表 3 調査概要

		内容
文献調査		・建設省北陸地方整備局信濃川下流工事事務所(1996)，「信濃川下流三十年史」 ・新潟市(2000)，「新潟歴史双書 4 白山公園あたり」 ・国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所(2019)，「安全・安心・賑わい やすらぎ堤」 ・新潟市，「万代島にぎわい空間創造事業(第 2 期 万代島多目的広場)」 https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/doro/port/nigiw ai/nigiwai2/index.html ・阿部充・柏木才助・光橋尚司・竹内秀二・佐伯博人・松尾峰樹(2018)，「かわまちづくりのプロセスに関する考察 －先例地域関係者インタビューを通じて－」，リバーフロント研究所報告 第 29号，p33-40，公益社団法人リバーフロント研究所 ・服部信・井上清敬・渡邊一成(2015)，「やすらぎと賑わいの進化を目指した「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」の取り組み」，平成27年度事業研究発表会，国土交通省北陸地方整備局 ・西野廣貴・富山栄子(2019)，「水辺空間の創造による新潟市のまちづくり －新しい価値を創造する「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」の官民連携の取り組み－」，事業創造大学院大学紀要 10巻1号，p143-160，事業創造大学院大学 ・日本海夕日キャンペーン，「夕日キャンペーンヒストリー」 https://yuuhi.net/history2005-2009/ ・東京ピクニッククラブ，「Profile」 http://www.picnicclub.org/japanese/tpc.pdf ・萬代橋サンセットカフェ facebook https://www.facebook.com/239982319356572/photos/a.708829069 138559/1080269041994558/?type=3 ・新潟経済新聞，「新潟港万代島多目的広場にオープンカフェ 社会実験で限定運用」 https://niigata.keizai.biz/headline/16/
ヒヤリング	面談	・新潟オープンカフェ推進実行委員会(2019年9月1日) ・新潟市都市政策部まちづくり推進課(2019年9月2日) ・国交省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所調査設計課(2019年11月5日) ・株式会社スノーピークやすらぎ堤事業事務局(2019年11月5日) ・新潟ピクニッククラブ(2019年11月24日)
	電話	・新潟オープンカフェ推進実行委員会(2010年1月9日) ・株式会社スノーピークやすらぎ堤事業事務局(2020年1月11日) ・株式会社新潟日報社(2020年1月14日)
	メール	・新潟市都市政策部まちづくり推進課 ・新潟市都市政策部港湾空港課 ・新潟市土木部公園水辺課 ・新潟市土木部土木総務課 ・新潟市政策企画部2019年150周年推進課 ・新潟市中央区建設課 ・新潟県交通政策局港湾整備課 ・国交省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所調査設計課 ・国交省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課 ・日本海夕日コンサート実行委員会

2013 年度から 2015 年度にかけて整備された。

万代島多目的広場は，厳密には信濃川沿いに整備されている訳ではないが，後述するように河川空間利用に関する取り組みが行われているため，研究対象地に含めている。屋内広場の大かまと屋外広場から構成される。この場所は，2010 年に新潟漁港協同組合が移転したことに伴って万代島旧水揚場の跡地となっていた。大かまは跡地に残っていた水産物荷捌施設を転用したものである。2017 年度から翌年にかけて整備された。

2. 新潟市の河川空間利用の沿革

本章では，新潟市内の信濃川沿岸における河川空間利用について，現在に至るまでの沿革を明らかにする。

2.1 沿革

沿革の概要を**図 2** に示す。新潟市の信濃川沿岸における河川空間利用の沿革は，「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」の開催を境に「黎明期」と「発展期」という二つの時期に大別される。前者は，数日間のイベント・社会実験やそれらから独立して開始された OC の取り組み「萬代橋サンセットカフェ」(以下：萬代橋 SC)が中心であった。後者は，都市・地域再生等利用区域指定や「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」の開始など，より積極的な取り組みがなされるようになった時期である。

2.2 黎明期(1989 年–2014 年)

(1) 萬代橋サンセットカフェの開設に至る経緯

萬代橋 SC の開設に関わる最初の出来事は，1982 年の上越新幹線開業である。これに伴い首都圏からの日帰り旅行や出張が可能

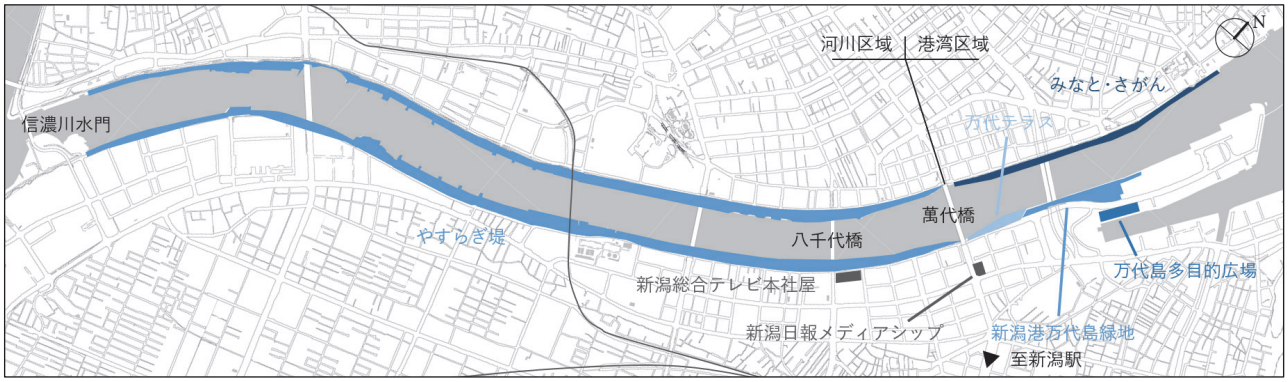

図 1 研究対象地

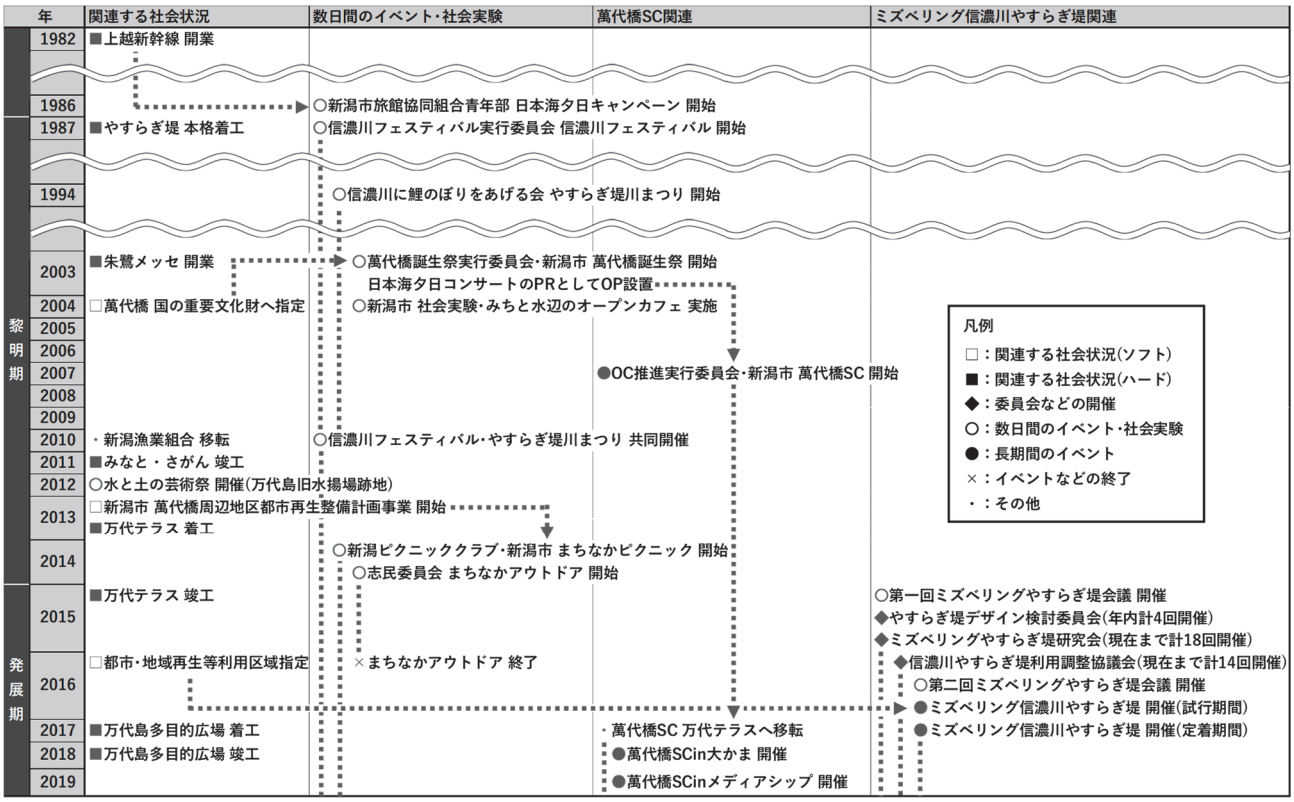

図 2 新潟市の河川空間利用の沿革

となることで宿泊客の減少を懸念した新潟市旅館協同組合(現:新潟市旅館ホテル協同組合)が，海岸での「日本海夕日コンサート」を中心とした「日本海夕日キャンペーン」を開始した。

2003 年には，翌年に萬代橋が国の重要文化財に指定されるのに合わせ，地域関係者と新潟市の提起により「萬代橋誕生祭」(以下:誕生祭)が開催され，この中で日本海夕日コンサートの PR として OC が設けられた。当時は，飲食の提供は行われず，椅子とテーブルが設置されただけであった。誕生祭は以降毎年開催されている。

2007 年，新潟市の「政令指定都市記念事業」の一環として，誕生祭から上述の OC が独立する形で萬代橋 SC が開始された。ところで，主催者の一つである「新潟オープンカフェ推進実行委員会」(以下:OC 推進実行委員会)は，萬代橋誕生祭実行委員会の構成主体となっている。

初年次からやすらぎ堤右岸の萬代橋上流側の通路上を会場としていたが，2016 年からこの場所で「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」が行われるようになったことや，同時期に開始された「新潟港開港 150 周年キャンペーン」を背景に，萬代橋より下流側の賑わい創出も期待され，翌 2017 年に万代テラスへ移転している

(2) その他のイベント・社会実験

萬代橋 SC の開設と直接の関係はないものの，信濃川沿岸における河川空間利用の推進に寄与した取り組みを確認する。

a. 信濃川フェスティバル：1986 年度に試験施工区間が竣工したやすらぎ堤の利活用を促進し，広く市民に川に親しみをもってもらうという目的で，1987 年に第一回が開催された。開催時期は 8 月。第一回の開催場所は千歳大橋上流側のやすらぎ堤左岸であったが，その後やすらぎ堤の整備が進むのに合わせ，下流側へ移動していった。主催は新潟市や国交省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所(以下:下流河川事務所)，新潟日報社などから成る「信濃川フェスティバル実行委員会」である。以降毎年行われていたが，予算などの問題により年々規模が縮小され，単独での開催が難しくなってきたことから，2010 年以降は「やすらぎ堤川まつり」と共同開催[4]されている。

b. やすらぎ堤川まつり：1994 年からは，新潟総合テレビ本社屋前のやすらぎ堤右岸と新潟総合テレビ本社屋を会場に三日間かけ

て「やすらぎ堤川まつり」が開催されている。主催は新潟商工会議所や新潟観光コンベンション協会，株式会社新潟総合テレビなどから成る「信濃川に鯉のぼりをあげる会」と「やすらぎレガッタ実行委員会」である。

c. みちと水辺のオープンカフェ：1994 年の 8 月，国交省の平成 16 年度社会実験「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」の一環として実施された。新潟市のシンボルである萬代橋を核に中心市街地の賑わい創出を図るため，OC やイベントを実施し，その有効性や課題を検証することを目的に，誕生祭実行委員会と新潟市土木総務課が実施を提起した。後者の主催で，萬代橋の橋詰を会場に七日間開催された。

d. まちなかアウトドア：2004 年には，やすらぎ堤をより市民に開かれた場所にしたいという地域関係者と，河川空間を親水空間にしていきたいという新潟市の意向から，アウトドアをテーマにアトラクションやワークショップの楽しめる「まちなかアウトドア」が開催された。主催は「志民委員会 N･Vision プロジェクト」（以下：志民委員会）で，同年から 2016 年までの 8 月または 9 月の二日間，やすらぎ堤左右岸を会場に実施された。

e. まちなかピクニック：同じく 2004 年，やすらぎ堤のさらなる利活用を検討していた新潟市が，東京ピクニッククラブ[9]の活動に注目し，同団体の協力で「ピクニックとまちづくり」という講演会を開催，ピクニックを通じたまちづくりの周知を図った。同じ時期，新潟市が「まちなか再生 WG」[5]にピクニックイベントの実施を提案。同グループを中心に「新潟ピクニッククラブ」が組織された。こうして同年秋に新潟市，新潟ピクニッククラブ，東京ピクニッククラブの主催で，新潟市の萬代橋周辺地区都市再生整備計画事業の「賑わい創出社会実験」として，参加者でピクニックを楽しむ「まちなかピクニック in やすらぎ堤」が開催された。翌年春には，中心部で子育て世帯がのびのびと遊べる場が少ないことを踏まえて，ターゲットを子育て世帯に絞った「まちなかこどもピクニック」として，さらに 2016 年の春からは「ららぴクニック」として開催されている。

2.3 発展期（2015 年–現在）

(1) ミズベリングやすらぎ堤会議

数日間のイベントや試行的な OC の開催が主だった黎明期から，利活用の取り組みが大きく前進する契機となったのが，2015 年 1 月に開催されたミズベリング信濃川やすらぎ堤会議である。この会議の開催以前に下流河川事務所が新潟市に対して，従来の利活用が一時的で限られた範囲に留まっていたこと，そして商業活動を含めたより進んだ取り組みを行うことを踏まえて，全国で展開されつつあった「ミズベリングプロジェクト」[6]への参加を持ち掛けていた。これを発端に，新潟市と下流河川事務所の主催によって，今後の利活用のいわばキックオフミーティングとして開催されたのがこの会議である。会議は市民も自由に参加できるもので，先進地大阪市の事業者による講演や，やすらぎ堤の有識者によるパネルディスカッションなどが行われた。新潟市の取り組みが正式にミズベリングに参加したのも，この会議からである。

(2) 委員会などの設立

ミズベリングやすらぎ会議の開催後，更なる利活用に向けた体制づくりが本格的に始まり，それに伴い委員会などが相次いで設置された。

a. やすらぎ堤デザイン検討委員会：2015 年 2 月に第一回が行われた。下流河川事務所，新潟市都市政策部･土木部のほかに，学識経験者，民間企業，萬代橋誕生祭実行委員会や志民委員会といった地域組織から構成され，やすらぎ堤の未整備区間のデザインのほか，既設区間についても河川空間利用を考慮した整備イメージや目指すべき雰囲気などが検討された。つまり本委員会では，利活用に際したハード面の検討がなされたといえる。

ところで実際の整備については，新潟市が萬代橋周辺地区都市再生整備計画事業として，店舗設置箇所の近傍に電源，上水道口，下水道などを整備したほか，夜間景観の魅力向上のため，高質空間形成施設として両岸の水面近くに景観照明を整備している。

b. ミズベリングやすらぎ堤研究会：以下：研究会。2015 年 3 月に第一回が行われた。ミズベリング信濃川やすらぎ堤開始前は，都市･地域再生等利用区域の指定に向けた取り組みのほか，賑わい活動を実施・誘致するための枠組みづくりや商業活動の質を確保しながら継続的に運営のできる組織づくりなどに関する協議が行われた。すなわち本研究会では，利活用に際したソフト面での検討がなされたといえる。なお，研究会の構成とミズベリング信濃川やすらぎ堤開始以降の役割については 3. で確認する。

c. 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会：以下：協議会。2016 年 1 月に第一回が行われた。都市・地域再生等利用区域の指定の際には「河川管理者，地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり」[18]，本協議会は，これに対応するものである。協議会の構成と役割についても 3. で確認する。

(3) ミズベリング信濃川やすらぎ堤の開始

2016 年 2 月，下流河川事務所によって信濃川の八千代橋－萬代橋間の両岸が都市･地域再生等利用区域に指定された。区域は，黎明期から多くの利活用の事例があってかつより一層の利活用が見込まれる場所とされ，その選定には協議会も参画した。翌月には，研究会の主催で第二回ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議が開催された。会議では，研究会の活動報告や区域指定の告知，参加者同士の意見交換が行われ，ミズベリング信濃川やすらぎ堤の開始に向けた機運醸成が図られた。

ここまで述べたような経緯を踏まえて，同年 7 月，ミズベリング信濃川やすらぎ堤が初めて開催された。この年は「試行期間」という位置づけで行われ，新潟市まちづくり推進課（以下：市まちづくり推進課）と研究会が主催を担った。翌 2017 年からは「定着期間」として，プロポーザル方式の公募によって選定された民間事業者が主催となり開催されている。なお，2020 年以降は定着期間から本格運用となり，新たな民間事業者が公募されている。

2.4 キーパーソンの存在

ここまで新潟市内の信濃川沿岸における河川空間利用の沿革をみてきたが，この利活用の進展，特に黎明期における進展は，一人のキーパーソンによる部分が大きい。

先に述べた日本海夕日キャンペーンは「日本海夕日キャンペーン実行委員会」の主催で行われていた。この委員会は，やがて「新潟青年会議所」の OB が実行委員会に入って中心的に運営するようになるのだが，後にキーパーソンとなる人物（以下：A 氏）も，

このとき OB として運営に携わっていた。A 氏はさらに萬代橋誕生祭実行委員長も務めており，この繋がりから誕生祭内での OC の設置を提起した。

萬代橋 SC 開始後は，主催者のひとつである OC 推進実行委員会の委員長を務めているほか，発展期に入って設立されたやすらぎ堤デザイン検討委員会，研究会，協議会にも萬代橋誕生祭実行委員長として参加している。特に研究会と協議会は，ミズベリング信濃川やすらぎ堤の関係主体であるので，A 氏はミズベリング信濃川やすらぎ堤にも関与しているといえる(**図 3**)。

新潟市や下流河川事務所といった行政の担当者は数年で異動してしまうが，A 氏は一般市民である。A 氏は新潟市における河川空間利用において，取り組みの初期から現在に至るまで携わり続けている数少ない人物であるといえよう。

3. 河川空間利用の運営実態

本章では，新潟市内の信濃川沿岸における現在の河川空間利用の主な取り組みである，萬代橋 SC とミズベリング信濃川やすらぎ堤(**写真 1**，**図 4**)の運営実態を明らかにする。

3.1 萬代橋サンセットカフェ

(1) 占用と運営の体制

占用と運営の体制を**図 5** に示す。上述のように，2017 年を境に開催場所が河川区域のやすらぎ堤の通路上から港湾区域の万代テラスへ移っているため，占用の体制が異なっている。なお，2016 年以前は河川区域のやすらぎ堤が開催場所となっているが，当時はまだ都市･地域再生等利用区域に指定されていなかった。それでも占用が許可されたのは，占用主体が新潟市中央区建設課であったように，あくまで新潟市による賑わい創出を目的とした非営利の事業として位置付けられていたからである。

運営体制は，新潟市中央区建設課と OC 推進実行委員会による共催となっているが，前者は占用に関する行政手続きを担当し，実際のカフェの運営は後者が行っている。OC 推進実行委員会は A 氏が委員長を務めており，その他のメンバーも一般の市民のみで構成されている。

(2) 運営の状況

開催期間は，若干の変動はあるものの，各年概ね 6 月 1 日から 9 月 30 日である。営業時間は，平日が 17 時―22 時，土日祝日が 11 時―22 時となっている。降雨などの悪天候時は，程度によって営業が中止されたり営業時間が変更されることがある。

主催に新潟市中央区建設課が入っているが，行政からの補助金などの予算配当はない。カフェの椅子とテーブルは，誕生祭内での OC 当時のものが現在も使用されている。なおこの椅子とテーブルは近隣のホテルから無償で譲り受けたものである。収益は主に運営費のほか，日本海夕日キャンペーンの協賛金に使用される。

3.2 ミズベリング信濃川やすらぎ堤

(1) 占用と運営の体制

占用と運営の体制を**図 6** に示す。占用の体制は，市まちづくり推進課が下流河川事務所(厳密には，河川管理者である北陸地方整備局長)から河川敷地占用許可を受けている。上述のように，初年次の「試行期間」から翌年以降の「定着期間」となる際に民間事業者が参画するようになったため，運営体制が異なっている。

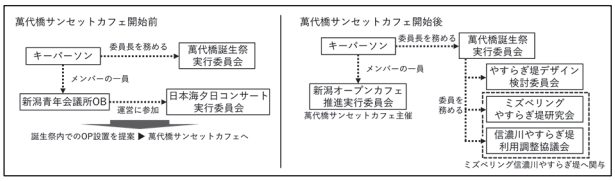

図 3 利活用の取り組みにおけるキーパーソン

写真 1 萬代橋 SC(左)とミズベリング信濃川やすらぎ堤(右)の様子

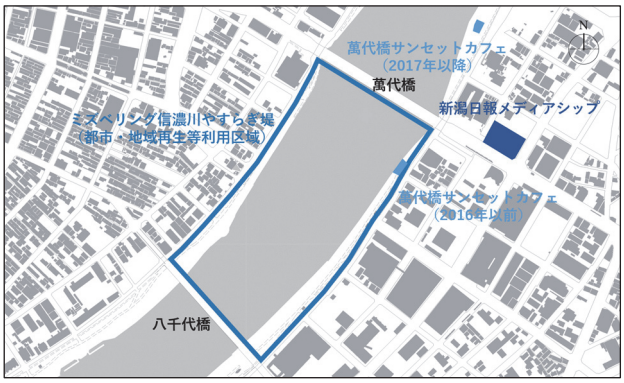

図 4 萬代橋 SC とミズベリング信濃川やすらぎ堤の開催場所

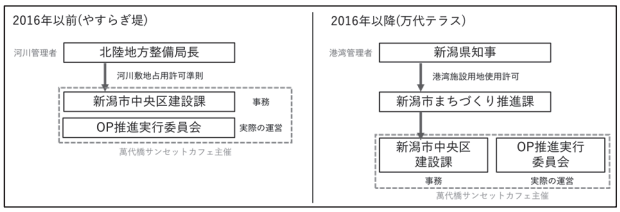

図 5 萬代橋 SC の占用と運営の体制

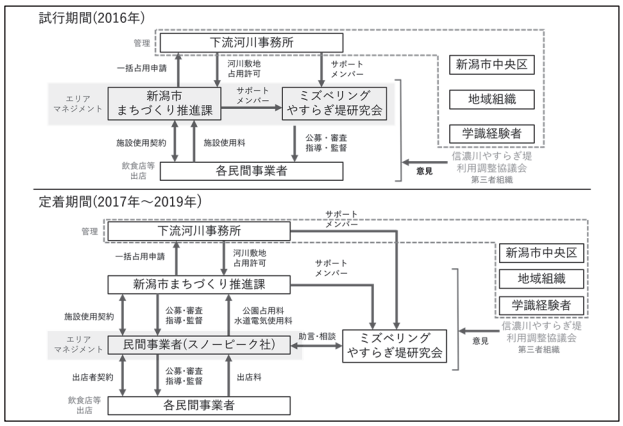

図 6 ミズベリング信濃川やすらぎ堤の占用と運営の体制

試行期間の運営体制は，市まちづくり推進課が各民間事業者(出店者)と施設使用契約を結び，研究会と連携して各出店者への指導･監督することでエリアマネジメント(以下:エリマネ)を行った。ここでのエリマネとは，ミズベリング信濃川やすらぎ堤の営業活動のマネジメントは勿論，その他にも都市･地域再生等利用区域におけるブランディングやイベントの開催など，同区域における利活用全般に関して責任を負うものである。

定着期間では，プロポーザル方式の公募により選定された民間事業者として，株式会社スノーピーク（以下：スノーピーク社）が市まちづくり推進課と施設使用契約を結び，エリマネを行った。この契約は単年限りのものであり，また毎年の公募で応募があったのはスノーピーク社のみだった。

運営に関わる委員会などについても確認する。協議会は，都市・地域再生等利用区域における適切・公平な利活用を推進するため，地域を代表する第三者組織として，出店者公募の募集要項の作成，利活用・管理運営上のルールや市まちづくり推進課と使用契約を結ぶ民間事業者などについて意見する組織である。下流河川事務所，新潟市中央区，新潟商工会議所などの地域組織，学識経験者から構成されている。

また，研究会の役割は，ミズベリング信濃川やすらぎ堤開始前は 2. で述べた通りで，開始後は利活用の有識者として，エリマネ主体に協力・助言する役割を担っている。メンバーは，萬代橋誕生祭実行委員長である A 氏，志民委員会世話人代表，まちなかアウトドア代表，新潟ピクニッククラブ代表など，以前から河川空間利用に携わってきた市民・地域組織の代表から構成されている。これに加えて，下流河川事務所，新潟市都市政策部，学識経験者がサポートメンバーとして参加している。

(2) 運営の状況

表 4，**表 5** にそれぞれ，ミズベリング信濃川やすらぎ堤の開催期間と出店店舗の一覧を示す。2017 年以前は，イベント全体の開催期間と各出店店舗の営業期間が一致していなかった。また初年次の 2016 年では，イベント全体の開催期間は 12 月末まで設定されていたが，気温の低下などにより 9 月以降客足が急速に落ち込み，出店店舗のほとんどが予定の営業期間を前倒しして 9 月中に終了した。これを受け，翌年からは期間が短縮されている。営業時間は各店舗，曜日によっても異なるが，最も長いもので 11 時ー22 時となっている。先に述べた萬代橋 SC とは異なり，降雨時でも基本的に開催されている。

2017 年以降の定着期間では，エリマネ主体のスノーピーク社がキャンプや登山用品などの製造・販売を手掛けるアウトドアメーカーであることから，「アウトドア・健康」をテーマに開催された。定着期間のエリマネでは，例えば，試行期間で浮かび上がった各店舗や客席などが不統一であることによる景観上の課題に対応するため，客席エリアの椅子やテーブル，タープなどにスノーピーク社の製品が用いられた。また，右岸は「アウトドアラウンジ」として飲食店が，左岸を「ヘルスゾーン」としてランニングステーションや健康づくりのためのイベント会場（**表 5** の No.23）が設けられた。出店店舗は，年を経るごとに総店舗数は減少している一方前年以前に出店している店舗の割合が増加している（**表 5**）。

4. 寒冷地都市としての利活用

本章では，1. で述べた新潟市の河川空間利用の特性を踏まえ，寒冷地都市としての利活用の実態や課題を明らかにする。

4.1 冬季の利活用の現状

寒冷地都市を考える上で最も基本的な問題となるのは，冬季の利活用であろう。1. でも述べたように，既往研究でも，冬季の厳しい寒さが寒冷地都市における OP などの出店の障壁となっていることが指摘されている。

表 4 ミズベリング信濃川やすらぎ堤の開催期間

年	開催期間
2016	7/2-12/25
2017	右岸：7/1-10/31　左岸：7/1-9/30
2018	6/30-10/14
2019	6/29-9/29

表 5 ミズベリング信濃川やすらぎ堤の出店店舗

年	No	店舗名	営業期間	営業時間	定休日
2016	1	屋台道楽	6/19-12/15	10時-22時	不定休
	2	おでん処じゅんちゃん やすらぎ堤	7/2-11/30	平日 17時-22時/休日 11時-22時	不定休
	3	川のビアガーデン	7/2-9/25	17時-22時	なし
	4	RIVERSIDE CAFE&BBQ GARDEN PIQ NIQ	7/1-9/25	11時-22時	なし
	5	串家 ゆめどり	6/30-11/30	11時-22時	不定休
	6	やすらぎ堤カフェ&ビアガーデンHOPS	7/1-10/2	11時-22時	なし
	7	超炭酸ハイボール kichi's bar	6/29-9/26	平日 16時-22時/休日 11時-22時	なし
	8	life scenario café Main Street 昇	7/2-9/30	月-土 11時-15時/日・祝 11時-日没	なし
	9	MIZU café&MIZUBE beer Garrden	7/1-9/30	11時-22時	なし
	10	居酒屋ミキティー	6/25-9/25	12時-22時	なし
	11	YASURAGI Garden 2016	7/1-9/30	10時-22時	なし
2017	12	PIQNIQ CAFE&BEER DINER	7/1-10/1	11時-22時	なし
	13	スイーツラボ	7/1-9/30	11時-16時	祝日を除く月・金 ※ラボ開はなし
	14	HUSKY GELATO NIIGATA BANDAI	7/1-10/1	11時-20時	なし
	15	FOOD TRUCK SUZU365	7/1-10/1	11時-17時	なし
	16	HINDEE FOOD	7/1-10月中旬	11時-15時	不定休
	17	THOUSAND STOREHOUSE	7/1-9/30	11時-22時	不定休
	18	ポンキーズシュリンプ	7月上旬-9月下旬	12時-22時	不定休
	5	串家 ゆめどり	7/1-8/31	平日 16時-22時/休日 11時-22時	不定休
	19	PIQNIQ BBQ GARDEN	7/1-9/24	11時-22時	なし
	20	G's Longboard@やすらぎ堤	7/1-9/30	平日 17時-22時/休日 11時-22時	不定休
	11	やすらぎガーデン2017	7/1-9月中旬	平日 17時-22時	雨天時
	1	屋台道楽	7/1-9/30	平日 17時-22時/休日 13時-22時	不定休
	22	BEER GARDEN ECHIGOYA（越後屋）	7/1-9/30	11時-22時	不定休
	23	SACO WORKOUT CAFÉ	7/1-9/30	平日 9時-11時 16時-19時/土 9時-18時/日 9時-17時	水曜日
2018	4	RIVERSIDE CAFE&BBQ GARDEN PIQ NIQ	6/30-10/14	11時-22時	なし
	24	海鮮処 潤 presented by Ramen Jun	6/30-10/14	17時-21時半	なし
	11	YASURAGI GARDEN 2018	6/30-10/14	11時半-22時	なし
	25	OSAKA たこかふぇ	6/30-10/14	平日 17時-22時/休日 12時-22時	不定休
	26	Longboard@やすらぎ堤	6/30-10/14	平日 17時-22時/休日 11時-22時	不定休
	27	Outdoor Bar by 久保田	7/5-7/7	17時-22時	なし
	17	THOUSAND STOREHOUSE	6/30-10/14	平日 17時-22時/休日 11時-22時	不定休
	18	ポンキーズシュリンプ	6/30-10/14	平日 12時-22時/休日 11時-22時	不定休
	28	茶豆屋	6/30-10/14	12時-22時	不定休
	29	TREE	6/30-10/14	平日 11時-14時/休日 18時-22時	不定休
	23	SACO CAFÉ	6/30-10/14	平日 16時-19時/休日 11時-19時	水曜日
2019	4	RIVERSIDE CAFE&BBQ GARDEN PIQ NIQ	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	11	やすらぎガーデン2019	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	29	やすらぎカフェPizza latte	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	17	THOUSAND STOREHOUSE	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	30	Elephant Coffee Club	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	31	韓国屋台ポンチャン	6/29-9/29	平日 12時-22時/休日 11時-22時	なし
	23	SACO CAFÉ	6/29-9/29	平日 16時-19時/休日 11時-19時	なし

では，本研究の扱う新潟市においてはどうだろうか。現在の同市の主要な河川空間利用である萬代橋 SC とミズベリング信濃川やすらぎ堤の運営実態を分析した 3. では，両取り組みとも実施時期は夏季に留まっていることを明らかにした。これより，寒冷地都市としては積極的な河川区間利用の行われている新潟市でも，冬季の利活用はあまり進んでいない実態が浮かび上がる。

とはいえ，全く進展がないという訳ではない。関係主体の間でも冬季の利活用に関する問題意識は共有されており，一部では実際に冬季の利活用に向けた取り組みが行われている。以下，実際に行われている取り組みを確認する。

4.2 冬季の利活用に向けた取り組みの事例

新潟市における冬季の利活用に向けた取り組みは，萬代橋 SC から派生した「萬代橋サンセットカフェ in 大かま」と「萬代橋サンセットカフェ in メディアシップ」，やすらぎ堤（都市・地域再生等利用区域）におけるエリマネ主体であるスノーピーク社の手掛けるキャンプ事業，以上三つが行われている。

(1) 萬代橋サンセットカフェ in 大かま

2018 年度 12 月 16 日から 3 月 31 日にかけて，万代島多目的広場の大かまを会場に開催された。

【経緯】先に述べた河川空間利用のキーパーソンである A 氏は，

冬季における信濃川沿岸や臨港部の賑わい創出を懸案として抱えていた。また，2018 年に供用の開始された大かまは火の使用が禁止されているほか，冷暖房も設けられておらず，これについても A 氏は冬季利用の点で課題としていた。

こうした中，A 氏が新潟市に対し，大かまを会場とした冬季の萬代橋 SC の開催を提案。結果，近隣に住民のいない臨港部，そして冬季における賑わい創出や，現行全面又は半面貸しのみとなっている大かまの面積貸しを検証することなどを目的に，社会実験として開催されることとなった。

【運営】大かまを管理する新潟市都市政策部港湾空港課と OC 推進実行委員会の共催である。

椅子やテーブル，カウンターなどは夏季に開催される萬代橋 SC の設備を流用したほか，上述したように火の使用が認められていなかったため，電気ストーブやこたつが使用された(**写真 2**)。

(2) 萬代橋サンセットカフェ in メディアシップ

2019 年度 10 月 16 日から 3 月末（予定）まで，新潟日報メディアシップ(以下:メディアシップ)20 階の展望フロア「そらの広場」を会場に開催されている。

【経緯】メディアシップを所有し同ビル内に本社を構える新潟日報社は，同ビルが信濃川に近いこともあり，萬代橋 SC をはじめとした河川空間利用の取り組みや冬季の賑わい創出には理解・関心があった。また，会場であるそらの広場は，夜間になると人出が落ち込んでしまう，日常的な賑わいが不十分であるといった課題を抱えていた。こうした中で，前年に萬代橋 SC in 大かまが開催されていたことも踏まえ，同社が A 氏に開催を打診することで実現に至った。

ところで，新潟日報社の社員の中には萬代橋 SC を日常的に訪れる常連のような人もおり，こうした新潟日報社と A 氏との間の私的なレベルでの交流が実現に寄与した部分もあったといえる。

【運営】会場のメディアシップを所有する新潟日報社と OC 推進実行委員会の共催である。新潟市中央区建設課などの行政は関与していない。

本イベントでも，椅子やテーブル，カウンターなどは萬代橋サンセットカフェの設備を流用している(**写真 3**)。

(3) キャンプ事業

スノーピーク社が，やすらぎ堤の都市･地域再生等利用区域における定着期間のエリマネとして夏季にミズベリング信濃川やすらぎ堤の運営を行ったというのは既述の通りだが，市まちづくり推進課と同社との施設使用契約は通年適用されるため，夏季に限らず年間を通じたエリマネを行うことも可能であった。キャンプ事業は，それを踏まえてミズベリング信濃川やすらぎ堤とは別に，年間を通じた開催も視野に進められているものである。

【経緯】前述のように，通年のエリマネも可能ではあったが，実際には夏季のミズベリング信濃川やすらぎ堤の開催に留まり，冬季を含めた通年の利活用は同社の懸案となっていた。こうした中で 2019 年から新たに始まったのが，このキャンプ事業である。同社では，アウトドア用品の製造･販売のほかに，7 箇所[10]のキャンプ場を直営しているが，いずれも山間部に位置している。また，同社の手掛けるツアー旅行「スノーピーク･エクスペリエンス」には，宿泊として都市内でのキャンプを行うものもあるが，あくまでツアーのコンテンツに過ぎず，継続的に一般に広く都市内でのキャンプを可能とするものではなかった。今回のやすらぎ堤におけるキャンプ事業は，都市内で長期間に渡りキャンプ場を運営するという点で，同社でも初の試みである。

表 6 2019 年のモニタリングキャンプの実施状況

	一回目	二回目	三回目
日時	5/28-5/29	8/6-8/7	11/16-11/17
天気	28日雨，29日晴	晴	曇時々雨
気温(最高/最低)	22.9℃/21.5℃	33.5℃/26.1℃	13.2℃/8.0℃
参加者	スノーピーク社員	スノーピーク社員，下流河川事務所員，新潟市職員	スノーピーク社員，下流河川事務所員，新潟市中央区職員，一般市民(二組)

※ただし気温は，現地で実際に測定したものではなく，「TENKI.jp」から入手したデータである。

写真 2 萬代橋 SC in 大かまの様子(左)と会場の大かま(右)

写真 3 萬代橋SC in メディアシップ(左)と二回目のモニタリングキャンプの様子(右)

【運営】占用と運営の体制はミズベリング信濃川やすらぎ堤の定着期間と同様である。2019 年は事業の実証実験として，「モニタリングキャンプ」(**写真 3**)が三回実施された。実施概要を**表 6** に示す。三回目には一般市民も参加したが，これは公募ではなく，ミズベリング信濃川やすらぎ堤やスノーピークの店舗を頻繁に利用し，本事業に特に関心があったことから選ばれた。キャンプには，スノーピーク社の製品が使用された。

4.3 考察

4.2 で述べた冬季の利活用に向けた三つの取り組みを考察すると，次の二点がいえる。

- 三つの取り組みの経緯について確認すると，萬代橋 SC in 大かまは，当初から新潟市の河川空間利用に携わってきた A 氏が行政に働きかけることで，同 in メディアシップは，行政の関与なく A 氏と新潟日報社の半ば私的な交流を通じて実現した。キャンプ事業でも，公募の段階で行政や協議会による審査があったものの，企画段階では行政の関与はなかった。ヒヤリングを通じて，下流河川事務所と市まちづくり推進課のそれぞれの担当職員が冬季の利活用を懸案としていることは明らかになっている。しかし上述の経緯から，現在の冬季の利活用に向けた取り組みは，市民･民間によって手探り的，ボトムアップ的に進められているといえる。
- 取り組みの会場に着目すると，萬代橋 SC in 大かまと同 in メディアシップは屋内で開催されている。これらでは夏季の萬代橋サンセットカフェの設備を流用しており，冬季の屋外での寒さを克服するに十分ではない。海外の先進事例に目を向

けると，例えばミラノ市では，路上におけるOCの一種として「季節デホルス」が存在する。これは，正面及び側面がガラスとなっていてカーテンで閉じることのできる，季節限定の仮設店舗である[19]。このような設備が導入されれば，萬代橋SCの屋外での冬季開催も可能となるかもしれない。しかし3.で述べた通り，萬代橋SCには行政からの補助はなく，また大きな収益を上げることを目的に実施されているわけではない。従って現状の仕組みでは，先に述べた寒さの克服が可能となるような設備の投入は困難であるといえる。

5. まとめ

本研究では，寒冷地都市の中で例外的に活発な河川空間利用が行われている新潟市の取り組みについて，以下が明らかになった。

- 新潟市における河川空間利用の沿革は，黎明期と発展期の二つに分けられる。
- 黎明期では，河川空間が整備されていく中，行政と市民の双方の取り組みで，少しずつ利活用が進められるようになった。この段階では，現在のような柔軟な河川空間利用を可能とする制度は整備されていなかったこともあり，いわば手探り的に数日間のイベント・社会実験が行われた。特に，2007年から開始された萬代橋SCでは，営利事業の占用は認められていなかった中，非営利という位置付けで先駆的にOCが設置された。
- 発展期では，こうした河川空間利用の取り組みが，都市・地域再生等利用区域への指定といった制度的な裏付けに基づいて，営利事業を含めたより高度なものとなっていった。発端は行政の側であったが，黎明期から利活用に関わっていた市民は勿論，民間事業者も参画するようになった。
- 新潟市の河川空間利用，特に黎明期における進展は，一人のキーパーソンによる部分も大きく，取り組みの初期から現在まで携わり続けている数少ない人物となっている。
- 現在の主要な取り組みは，萬代橋SCとミズベリング信濃川やすらぎ堤の二つであるが，どちらの開催時期も夏季に留まっており，冬季の利活用は関係主体の間でも懸案となっている。
- 冬季の利活用に向けて，萬代橋SC in 大かま，同 in メディアシップ，キャンプ事業の三つの取り組みが行われているが，あくまで市民・民間による手探り的なものに留まっている。特に萬代橋SCについては，資金面の課題から，冬季の屋外開催に必要な設備の投入は困難である。

先にも述べたように，2020年度からは定着期間から本格運用となり，エリマネ主体の民間事業者も新たに公募されている。新潟市の取り組みはあくまで発展途上の段階であり，今後の展開も引き続き注視していく必要があろう。また，利用者を対象としたアンケートや観察調査を踏まえた検討も今後の課題としたい。

【補注】

(1) 河川空間に立地するOCには，「独立店舗型」と「地先利用型」の二種類がある。藤本(2010)は，店舗を公共空間上に常設するものを前者，公共空間と隣接する民有地を合わせて一体的に利用するものを後者と定義している。
(2) 河川空間利用を立地に着目して分類する試みは，既往研究でもなされている。菅原ら(2016)は，河川敷地占用許可準則の特例措置後に全国で実施されている河川空間利用を事業場所へのアクセスや周辺環境によって「都市型」と「郊外型」の二つに分類している。ただしこの分類では，都市型を，中心市街地の中でも商業地や観光地におけるOCやレストランといった商業目的の事例に限定しており，市街地でも商業地や観光地ではなかったり，利用が船着き場や数日間のイベント開催に留まる事例は郊外型として扱われている。そのため，本研究での分類とは異なる。
(3) 国交省は2009年，河川空間利用を推進するため「かわまちづくり支援制度」を創設している。本制度を利用して，かわまちづくり計画の登録された自治体では，河川管理者からまちづくりと一体となった水辺の整備や都市・地域再生等利用区域指定に向けた支援を受けることができるようになる。
(4) 共同開催とはなっているものの実態としては，やすらぎ堤川まつりの一部企画を信濃川フェスティバル実行委員会が担当するという形であり，イベントの名称も「やすらぎ堤川まつり」となっている。
(5) 2002年にピクニック生誕200周年を記念して結成された民間団体，建築家や都市計画専門家，グラフィックデザイナー，写真家などから成り，都市居住者はピクニックを楽しむ権利「ピクニック・ライト」をもつとして，ピクニックの普及に向けた活動を行っている。
(6) 以前からこのワーキンググループでは，NEXT21の公開空地活用などについて官民協働で取り組んでいた。新潟市職員と民間からなる20～40代中心のメンバーから構成されている。なお市職員は業務ではなく，市民として参加している。
(7) 新潟県三条市，大阪府箕面市，大分県日田市，北海道帯広市，高知県越知町(二箇所)，高知県土佐清水市の七箇所。

【参考文献】

1) 河川利用研究会(1995)，「新しい河川敷地占用許可準則の解説」，p46,49，ぎょうせい
2) 藤本和男(2010)，「公共空間活用による効果と評価に関する研究 －広島・京橋川の事例－」，都市住宅学 71号，p89-94，公益社団法人都市住宅学会
3) 泉山塁威・秋山弘樹・小林正美(2015)，「都心部における「民有地の公共空間」の活用マネジメントに関する研究 －「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」・まちづくり団体登録制度の調査・分析を通して－」，日本建築学会計画系論文集第80巻 第710号，p915-922，一般社団法人日本建築学会
4) 国土交通省，「令和元年度8月 河川空間オープン化活用事例集」 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1908.pdf
5) 菅原遼・畔柳昭雄(2016)，「水辺の社会実験から見た河川区域の空間利用と地域連携に関する研究」，日本建築学会計画系論文集第81号 第722号，p971-981，一般社団法人日本建築学会
6) 桐生篤(2014)，「改正された河川敷地占用許可準則の運用に関する考察」，行政資料 http://www.hrr.mlit.go.jp/old/library/happyoukai/h23/akaunta/index.html
7) 藤本和男・嘉名光市・赤崎弘平(2008)，「公共空間を利用したオープンカフェの利用実態と住民意識に関する研究 －広島市京橋川河岸のケーススタディー」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.43 No.3，pp619-624，公益社団法人日本都市計画学会
8) 藤本和男・嘉名光市・赤崎弘平(2011)，「公共空間を利用した外部地先利用空間の利用実態と評価に関する研究 広島市京橋川のケーススタディ」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.46 No.1，pp63-68，公益社団法人日本都市計画学会
9) 市川尚紀(2018)，「事業内容及び利用者数から見た広島の水辺のオープン化の取り組み効果に関する考察」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.46 No.1，pp482-487，公益社団法人日本都市計画学会
10) 圓道寺ゆみ・宮脇勝(2014)，「規制緩和に伴う河川沿いの占用と利用に関する研究 水都大阪官民一体事業の特徴と利用状況に着目して」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.49 No.1，pp33-40，公益社団法人日本都市計画学会
11) 松尾夏奈・志村秀明(2018)，「公共空間としての川床創出の促進に関する研究 －東京都江東区清澄白河での社会実験の経緯と実態－」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.53 No.3，pp488-494，公益社団法人日本都市計画学会
12) 赤沼大輝・萩野正和・志村秀明(2018)，「水辺公共空間の活用を推進するための運営に関する研究 －東京都墨田川流域と湾岸地域における実態を対象として－」，日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.53 No.1，pp27-38，公益社団法人日本都市計画学会
13) 菅原遼・畔柳昭雄(2019)，「日本橋川の水辺利用の取り組みに係わる組織団体の変遷とその役割に関する調査研究」，環境情報科学論文集 Vol.33(2019年度 環境情報科学研究発表大会)，p289-294，一般社団法人環境情報科学センター
14) 西野廣貴・富山栄子(2019)，「水辺空間の創造による新潟市のまちづくり －新しい価値を創造する「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」の官民連携の取り組み－」，事業創造大学院大学紀要 10巻1号，p143-160，事業創造大学院大学
15) 阿部充・柏木才助・光橋尚司・竹内秀二・佐伯博人・松尾峰樹(2018)，「かわまちづくりのプロセスに関する考察 －先例地域関係者インタビューを通じて－」，リバーフロント研究所報告 第29号，p33-40，公益社団法人リバーフロント研究所
16) 阿部充・柏木才助・光橋尚司・阿部徹・竹内秀二・松尾峰樹・佐伯博人(2019)，「地域の活動主体に着目したかわまちづくりの推進に関する研究」，リバーフロント研究所報告 第30号，p31-38，公益社団法人リバーフロント研究所
17) 服部信・井上清敬・渡邉一成(2015)，「やすらぎと賑わいの進化を目指した「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」の取り組み」，平成27年度事業研究発表会，国土交通省北陸地方整備局
18) 国土交通省，「河川敷地占用許可準則の一部改正について」 https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/h230308_kyokutyou.pdf
19) 加藤浩司・渡辺直・井澤知旦・北原理雄，「欧米における街路空間の公共利用制度に関する研究：6 都市のオープンカフェ運用を事例に」，日本建築学会計画系論文集第65巻 第530号，p185-192，一般社団法人日本建築学会